

桶川市の建設工事における設計変更の取扱いについて

(令和2年4月1日市長決裁)

桶川市の建設工事のうち、土木工事に係る設計変更にあたっては、最新の埼玉県土木工事設計変更ガイドラインに、また、建築工事に係る設計変更にあたっては、最新の埼玉県の建築・設備工事設計変更ガイドラインに準拠するものとし、各ガイドラインの運用にあたり特に定める事項は以下のとおりとする。

なお、各ガイドラインにおいて、「埼玉県」とあるのは「桶川市」と読み替えるものとする。

また、実施される工事の性格などから、この取扱いにより難しい場合は、その都度協議の上、別にこれを定めるものとする。

【土木工事】

埼玉県土木工事設計変更ガイドラインの運用にあたり特に定める事項

○設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要性が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。なお、軽微な設計変更に伴うものであっても、部分払にあたり受注者に著しく不利になると認められるものがあるときは、当該設計変更に伴う契約変更の手続きをとることとする。

○「軽微な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの

【建築・設備工事】

建築・設備工事設計変更ガイドラインの運用にあたり特に定める事項

「1. 3 用語の定義」に以下の項目を追加する。

◎「軽微な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの

「1. 6. 2 発注者の留意事項」のうち、「◎設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要性が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（2会計年度以上にまたがる工事においては各会計年度末）に行うことをもって足りるものとする。※軽微な設計変更の範囲については各部局の取り扱いによる。」については、「◎設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要性が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。なお、軽微な設計変更に伴うものであっても、部分払にあたり受注者に著しく不利になると認められるものがあるときは、当該設計変更に伴う契約変更の手続きをとることとする。」と読み替えるものとする。

附 則

この取扱いは、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月16日市長決裁）

この取扱いは、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年1月16日市長決裁）

この取扱いは、決裁の日から施行する。